

下田地域ケアプラザ 施設利用案内



下田地域ケアプラザ
平成29年4月

【地域ケアプラザとは】

市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供するための施設(横浜市地域ケアプラザ条例)として設置された横浜市独自の施設です。

1 開館時間及び休館日

開館時間	午前9時から午後9時まで(日曜日及び祭日:午前9時から午後5時まで)
休館日	年末年始(12月29日から1月3日まで) 施設点検日(月1回)

2 施設概要

部屋	用途
多目的ホール	団体による活動をはじめとする地域の福祉保健活動といった各種イベントが開催できます。
調理室	ボランティア活動の一環として、団体の皆様が大勢の食事を調理することができます。
ボランティアルーム	ボランティア活動をしている方々の作業、打ち合わせ等に使用できます。
地域ケアルーム	地域ケアスタッフ等のミーティングスペースやその他会議室としても使用できます。

3 施設使用にあたって

(1) 貸出区分

区分	平日・土曜日	日曜日・祝日
午前	午前9時から午後0時まで	
午後1	午後0時から3時まで	
午後2	午後3時から6時まで	午後3時から5時まで
夜間	午後6時から9時まで	

(2) 使用料金(原則無料) ※1区分あたり

使用目的が、福祉保健目的以外の場合、下記料金表を適用します。

施設	標準定員	使用料金	
		通常	日曜日・祝日 (午後2区分のみ)
多目的ホール	60人	1,380円	920円
調理室	—	420円	280円
ボランティアルーム	16人		
地域ケアルーム	10人		
地域ケアルーム	10人		

(3) 利用目的の確認

地域ケアプラザの貸館は、利用目的によって、無料、有料及び使用不可が決まります。利用目的の確認のため、「横浜市地域ケアプラザ利用団体活動内容報告書(第2号様式)」を利用しようとする度にご提出いただきます。

目的	区分	判断基準
福祉保健目的	無料	福祉活動、保健活動及びこれらの活動の交流が目的のとき
福祉保健以外	有料	福祉保健以外が目的のとき
	使用不可	・営利のみを目的として使用するとき ・地域ケアプラザ使用上の注意が遵守できないとき

4 団体登録

地域ケアプラザを2回以上利用する場合、団体登録を行うと利用までの手続きがスムーズにできます。

団体登録には、「横浜市地域ケアプラザ使用団体登録申込書(第3号様式)」をご提出いただきますので、詳細は、地域ケアプラザ職員にお問い合わせください。

(1) 団体定義

団体区分	定義	予約開始	予約枠数	利用料金
団体Ⅰ (福祉保健活動団体)	地域ケアプラザを利用する目的が福祉支援を必要とする地域住民の自助活動及び支援活動、または、地域の支え合いを目的とした活動に直結し、福祉保健活動の担い手として活動する団体	3か月前からの1日から	1か月上限3枠まで	無料
団体Ⅱ (福祉保健協力団体)	自らの生活環境等の向上のために活動している団体であって、福祉保健活動、地域貢献活動等のためのボランティア活動を年間2回以上実施し、福祉保健活動記録報告書(第1号様式)により所定の期日までに報告する団体	2か月前からの1日から	1か月2枠まで	
団体Ⅲ (目的外使用団体)	団体Ⅰ及び団体Ⅱに区分されない施設の使用が認められる地域住民で構成された団体	1か月前からの1日から		有料
団体Ⅳ (法人(福祉保健目的))	地域ケアプラザを利用する目的が福祉支援を必要とする地域住民の自助活動及び支援活動、または、地域の支え合いを目的とした活動に直結し、福祉保健活動の担い手として活動する法人	使用日から起算して21日前から	上限なし	無料
団体Ⅴ (法人(福祉保健以外))	団体Ⅳに区分されない法人	使用日から起算して14日前から		有料

(2) 団体登録の条件

ア 団体登録は、原則5名以上です。

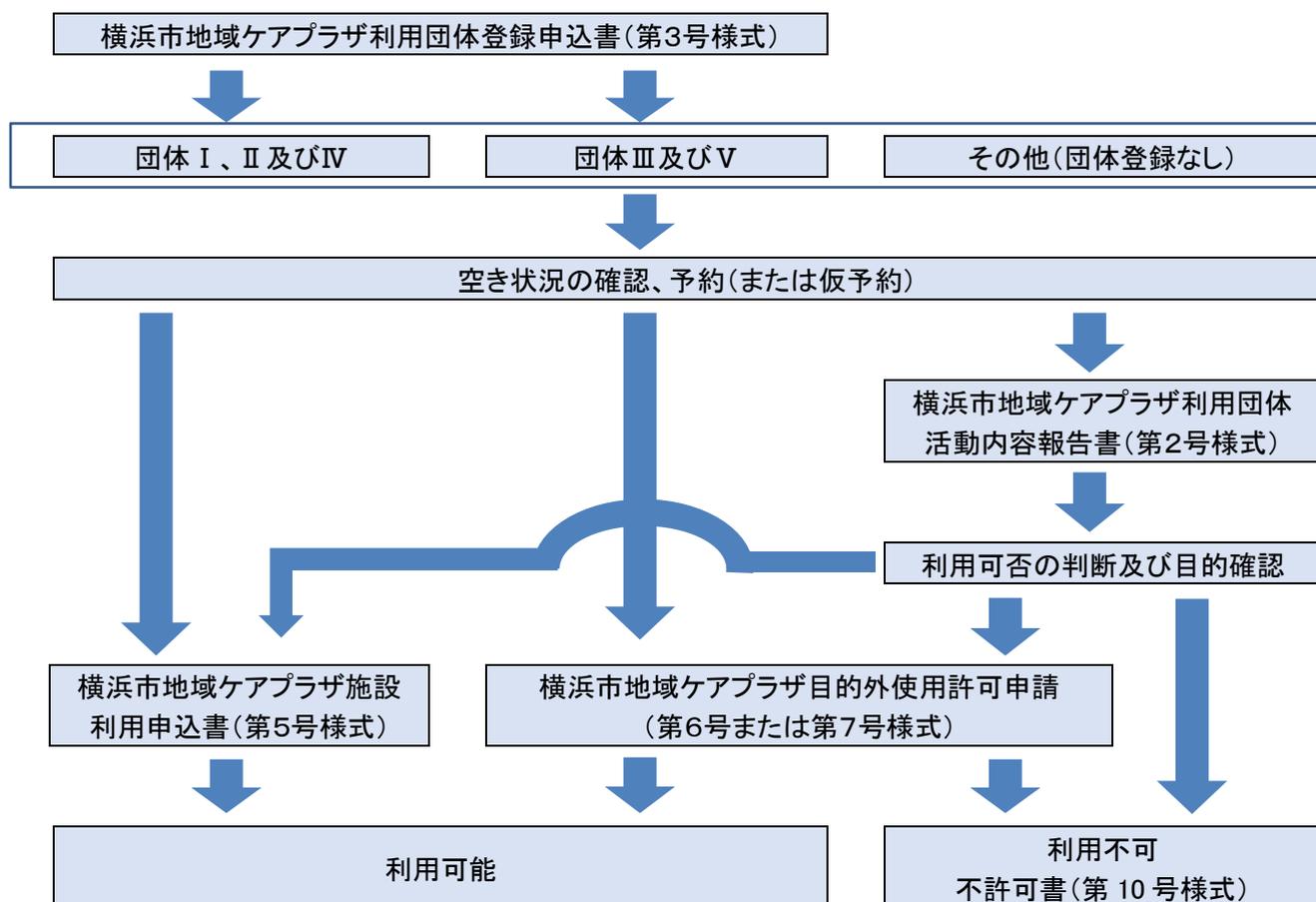
イ 団体Ⅱ(福祉保健協力団体)は、年間2回以上の福祉保健活動の記録を年に1度、ご提出いただきます。

5 1 枠の考え方について

同一の部屋を連続して利用する場合は、2枠まで1枠の利用として扱います。ただし、同一時間帯において複数の部屋を利用しなければ活動ができないとケアプラザが認める場合は、1枠の利用とします。

区分	多目的ホール	調理室	地域ケアルーム	ボランティアルーム
午前 (9:00 ~ 12:00)	1枠			1枠
午後1 (12:00 ~ 15:00)	1枠 (ただし、ケアプラザが認める場合)			
午後2 (15:00 ~ 18:00)				
夜間 (18:00 ~ 21:00)	1枠 (ただし、ケアプラザが認める場合)			

【参考】利用までの手続き（概要版）



※利用までの手続きの概要を記載してあります。詳細は、地域ケアプラザ職員へお問い合わせください。

【お問合せ先】

下田地域ケアプラザ

電話:045(563)9081

〒223-0064 横浜市港北区下田町4-1-1

ファクス:045(563)9083

横浜市下田地域ケアプラザ利用上の注意

1 施設利用上の注意事項

地域ケアプラザ（以下「プラザ」と言います。）は、多くの皆さまにご利用いただく公的な施設です。

皆さまが快適に施設をご利用いただけるよう、次の利用上の注意事項及び禁止事項について遵守していただきますよう、お願いいたします。

2 主な一般的な注意事項

- (1) 利用時間及び開館時間（原則午前9時から午後9時まで。ただし、日祝日は午前9時から午後5時まで）を遵守してください。
- (2) 利用当日は、当日利用の責任者の方が事務室へお声かけいただき、利用を開始してください。
- (3) 利用後は、後片付けと机・椅子を「基本配置図」の通りに原状復帰を行った上で、利用時間内にプラザ職員の確認を受けてください。
- (4) 施設の設備、機器及び備品は大切に利用してください。
- (5) 持ち込んだ物品及びゴミは、利用者の責任で必ず持ち帰ってください。
- (6) ケアプラザ建物内は、全館禁煙です。
- (7) 施設管理上、職員が室内に立ち入ることがあります。
- (8) 施設職員の諸注意及び指示に従ってください。
- (9) 天候等のやむを得ない事情により、施設の利用を中止する場合があります。
- (10) 絵具等をご利用になる場合は、道具の洗浄は調理室ではなく、トイレをご利用ください。
- (11) 調理室利用の際は必ず布巾をご持参ください。

3 車両での来所について

ケアプラザの駐車場には、限りがあります。可能な限り、公共交通機関でお越しください。やむを得ず車をご利用される方は貸館申込み時にプラザ職員にご相談ください。

4 損害の賠償について

- (1) プラザの設備及び備品等を破損・紛失された場合は、必ずプラザ職員にお申し付けください。
- (2) 設備又は利用した物品を故意または重大な過失により破損若しくは紛失した場合は、利用責任者に弁償していただく場合があります。

5 禁止事項

- (1) 予約を行った登録団体以外の第三者に利用の権利を譲渡、貸出すること。
- (2) 身体障害者補助犬法に定める補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）以外の動物類を施設内に連れ込むこと。
- (3) 火気等危険物の持ち込み利用すること。

次のいずれかに該当する場合、ケアプラザを利用することはできません。

1 営利につながる活動若しくはこれらに類する行為

- (1) 物品の販売や宣伝につながる行為（障害者施設等の物販を除く）
- (2) サービスを提供することによって対価を得ることにつながる行為

【その他営利に関する注意事項】

- (ア) 参加者から徴収する参加費は、原則実費分のみとします。その参加費が高額と判断される場合、団体に収支及び状況の説明を求めることがあります。営利活動とみなされる場合には、利用をお断りすることがあります。
- (イ) 講師に対して支払う謝金が、高額と判断される場合は、団体に収支及び状況の説明を求めることがあります。
- (ウ) 地域住民が主体となって行う活動のみ、講師を招聘することができます。（講師となる人物が主体となって行う活動は、習い事教室化するおそれがあるため、利用できません）

2 施設運営の弊害となる可能性がある行為

- (1) 暴力及び迷惑行為
- (2) 危険を伴う活動
- (3) 施設及び設備の維持に支障を及ぼす行為
- (4) 飲酒及び喫煙

3 その他

- (1) 危険物を使用する場合で、災害を発生させるおそれがあるとき。
- (2) 善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 施設等を損傷又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 集団的又は常習的な暴力行為が行われるおそれがあるとき。
- (5) 葬儀、告別式その他これらに類する行事のために利用しようとするとき。
- (6) 使用許可申請書等の記載事項に虚偽があると認められるとき。
- (7) 他者への強要及び強制とみなされる行為と認められるとき。
- (8) 第三者への貸与及び施設貸し出しの権利の譲渡と認められるとき。
- (9) 「横浜市暴力団排除条例」（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 条）第 9 条第 2 項に抵触するおそれがあるとき。

詳しくは、ケアプラザ職員にお問い合わせください。

